

会議内容(要約)

会議名	第7回 串本町役場庁舎建設検討委員会
開催日時	平成24年2月28日(火) 午後7時より(午後8時20分終了)
開催場所	串本町役場 本庁舎別館4階会議室
出席者 (委員)	中筋雄四郎(委員長)、田仲康慧(副委員長) 中村省一、須賀節夫、生熊和道、山口美野枝、尾崎和貴、 室 宣行、堀 登世、中野 實、芝崎晴一、仙名静子、 谷口好布、寺田展治 [欠席] 小森正人
(当局)	清野副町長、稲生課長、鈴木副課長、大芝主査
議 事	(1) 串本町役場庁舎建設基本構想(案)について
傍聴人数	一般傍聴人 2名、 報道関係者 3名

内 容

去る2月28日(火)、午後7時より、第7回串本町役場庁舎建設検討委員会が開催されました。

この日の会議次第は、以下のとおりです。

1. 開会
2. 委員長挨拶
3. 議事 (1) 串本町役場庁舎建設基本構想(案)について
4. その他
5. 閉会

会議内容(要約)は、以下のとおりです。

[委員長] 議事1の串本町役場庁舎建設基本構想(案)について、事務局より説明していただきますが、お手元にお配りしていますこの基本構想のなかで、これまで柱を立てた議題として、審議をしていないテーマが2つあります。

実際には、それぞれの委員会で話題となって、色々とお話しが出ていますが、この項目について、柱を立てて審議をしていませんので、先ずこの2つについて、説明させていただきたいと思います。

先ず1つは、庁舎建設の時期。もう1つは、この現庁舎の跡地の活用、この2つです。

最初に、庁舎建設の時期について説明し、その後、跡地活用について、

これが終わりました、そして全体の基本構想について審議のほどよろしく
お願いいたします。そういう形で事務局より説明をお願いします。

[事務局] (資料に基づき説明)

[委員長] それでは、今、説明しましたように、建設の時期は、早期の建設
が望まれますとの大きな枠について今、説明したとおりであります。この
件につきまして、ご質問ご意見を承ります。

ございませんでしょうか。

この内容でよろしいですか。

はい有難うございました。それでは、建設の時期につきましては、この
内容で承認いただきました。

続きまして、現庁舎の跡地活用につきまして説明してください。

[事務局] (資料に基づき説明)

[委員長] はい有難うございました。跡地活用につきましては、中心は地域
事情を考慮しながら、今後検討していくという内容でございます。この件
につきまして、ご質問ご意見を承ります。

[K 委員] 具体的に、まだ決まっているものではないと思いますが、津波避
難タワーなど、防災の施設にといた文言もひと言入れておいてほしいと
いう気もします。

[委員長] はい有難うございます。この件につきましていかがでしょうか。

[K 委員] 要望としては、人の集まるような施設であると、役場は津波被害
に遭う可能性は結構高いが、本庁舎の近隣のご年配の人の逃げ場所として、
そういうのもあってもいいかなという気もしますので、実現するしないは
当然、役場が検討することありますが、委員会の意見としてひと言入れ
ておいていただければ、また、検討のなかに入るかなというような気もす
るので、意見としてです。

[I 委員] この別館は鉄骨の建物です。以前、小池先生の講演で鉄骨は非常に
災害に弱いといった話をされていました。古座分庁舎にしても災害に弱
い環境にあります。

そのため、現在地では駄目だということで移転するわけで、そうした場
所にそのままの建物で、住民が集う場所にとというのは、非常に危険である
ように思います。

この建物をそのまま置くのですか。完全な避難場所にするなど、そういうことであれば別ですが、現状のまま置いておくというのであれば問題があると思います。

[委員長] 本庁舎の本館は、老朽化しているので危険だということで、これはもう取り壊していくのですね。別館のほうは、津波に対して、構造的にどうですか。

[総務課長] 古座庁舎と本庁舎の跡地利用ということでご審議いただいておりますが、具体的な部分については、まだ今後検討することになると思います。ただ、やはり現庁舎は、先ほど事務局のほうから説明いたしましたように、現庁舎は、それぞれ地域の中心的な所に建っていて、今はそういう機能を十分果たしているという、この実態もあります。

そこで当然、跡利用については、十分検討していく必要があると思います。この別館については、鉄骨となっておりますので、津波を受けたときには、おそらく壁が抜けてしまうという、先生の色んなお話しがあったのは事実です。

もう一方、古座分庁舎については、鉄筋コンクリートですので、非常に頑強な建物で、まだ耐用年数も十分にあるというこういう実態です。

したがって、考えられる機能とすれば、やはり具体的に、今後検討していくことになると思いますが、古座庁舎について、これは突っ込んだ議論になりますが、一定の住民の方々のための行政の機能の一部を置くのか、例えば窓口機能を置くということも、検討の1つの材料となってくると思いますので、そういうものに活用しながら、他の利用についても当然考えていく必要があると思います。

しかし、避難所として指定できるかどうかというのは、今後、その基準の見直しがあって、どのくらいの高さのものというのが出てきた場合にはできるのですが、それまでは非常に難しい状況が続くと思います。

一方、串本の庁舎につきましても、見直しが確実にされた段階では、やはり逃げ遅れた方も発生しますので、逃げ遅れということが発生しますので、そういう方々が避難できるような場所に、この別館も造っておくということも必要ではないかとの議論は内部でしておりますので、当然、そういうことの利活用について検討していくため、なんせ人口集中地区ですので、周辺の高台に行くことが必要ですが、先ほど委員が言われたように、そういう利用について検討していくということをこのなかの文言へも含んだような形になっているのですが、具体的にはそういう検討になっていくのではと思っております。

[J 委員] 別館建物は、補強をすれば持ちますか。補強工事を加えて、避難場

所のようなものを考えて補強工事をするとして持ちますか。持つのであれば、なかなかいい案で、近くの人が避難でき、中心的な役目を果たせると思いますが、仮に補強をしてもそうした避難施設として利用できず、結局、駄目ということになれば補強が無駄になる。

[総務課長] この人口集中地区の避難路は、別に矢ノ熊地区で造っている箇所がいくつかありますが、逃げ遅れということが発生してくると思いますので、そういう方々のために、ここを利用していくことのほか、前提となるのが当然、利用できるのかどうかを確実に調査し、そのうえで最終的な判断をするということになってこようかと思えます。

当然、そのことを先ずやって、可能ということにならないと、次に進めないで、当然、調査をやったうえでの話しになります。

[J 委員] 新宮の合同庁舎は、ものすごく補強されています。あれは持つという考えに立って補強されているので、そうすると、ここもそういう補強ができれば、避難場所として、3階4階は役に立つのではという考えですので、詳しい調査をしていただいて、検討していただくという考えです。

[委員長] 皆さんにも色々と考えをお聞きしたいのですが、要するに津波の避難となりますと、津波の受ける所で避難施設となれば、それは本当に強固な建物にしないといけないし、階数も相当高くしないといけない。

以前の小池先生の話しでは、20m くらいは想定しておかないといけないということで、そうなりますと現庁舎では、避難施設として適さなくなってきましたので、そのことも含めて意見をいただいて、それでは、この場でそれ以上のことを決めるのは難しいと思えますし、そこまでは踏み込めないかと思えます。

今、津波の避難施設として活用できるのであればとの意見が出ています。

しかし、本庁舎別館は4階建てということで、今のままの高さでは、逃げ遅れた人にとって、この近くで高い建物ということで、ここに避難されるということに限界があるように思います。

そのあたりについて、意見を出していただき、どうするかということ再度考えていただきたいと思えます。どうでしょうか。避難するとなると非常に難しいのですが。

[副町長] 本庁舎別館を避難場所というような考え方のお話しもありました。

私たちは、3月11日以前は、この鉄骨の建物で、この建物は、地盤まで杭打ちをして、地面の下の岩盤に突き当たるまで杭打ちをしているから大丈夫であると認識をしていましたが、3月11日の大震災の経験を考えると、鉄骨造りの建物は、避難ビルには当たらないだろうと、そういう

考え方になると思います。

ですからこれを残して、皆さん避難してくださいということにはならないと思います。もしここを避難場所にという考え方、逃げ遅れた方のための対策ということを考えれば、やはり総務課長が言いましたように、やはり強固な鉄筋のビルをもう 1 つ考えていかなければならないということになると思うのです。

それは、この庁舎を本館のほうは老朽化しているから危ないから取り壊しをしてでも、やはり何らかの方法で今後、利活用について考えていくという、その時に新しく強固な建物を建て、避難ビル兼、今の窓口事務だけを置くのかというような検討がされるという、そういうことで進んでいくのではないかと、まあ先のことは分からないのですが、そういう考え方をしていかにざるを得ないのではないかと考えております。

まあそういう部分、将来的には何もなくなってしまうということはなく、この平地に相当大勢の方が住まわれておりますので、そういう対策は考えていく必要があるのではないかと、そのように考えております。

ですから、今までの考え方ではなく、この鉄骨の建物は、避難ビルにはならないのだという考え方をしないといけないと私たちは考えておりますので、もしやるのであれば、建て替えるという考え方になると思います。

[委員長] 今、副町長が仰いました中身については、おそらく、今後の活用につきましても、さらに役場内部での検討に委ねてほしいということだと思いますが、そのことについていかがでしょうか。

[I 委員] 串本の場合はそれで分かりますが、古座分庁舎のほうは鉄筋なので、災害に強いという前提に立って、住民の集う場として活用していくという考え方で進めていくわけでしょうか。避難場所ということではなく。

[B 委員] 20m ということ考えたときに、古座も避難所にならないのではないかと思います。屋上でも、20m の高さは確保できないのではないかと思います。

いくら鉄筋でも、すべて鉄筋コンクリート壁で覆われているわけではないので、窓ガラスの部分があり、建物内にいても危険で、しかし、屋上に上がっても、20m の津波が来ると浸かってしまうということになります。

屋上の上に増築でもすれば、20m のラインはクリアできるかも分からないが、地震の場合を考えれば、強度的に無理でないかと思います。

[委員長] 先ほど I 委員が仰るのは、地震津波ではなく、場所的に住民の交流の場とか、そういう形で検討する考えがあるのかということですね。

[I 委員] そういうように書かれているので、そのことについても危ないのではないかということをお願いしたいわけです。

[N 委員] 跡地の利用という点で、高台に移ることで非常に利便性が悪くなってしまいます。

住民票や印鑑証明を取りに、いちいち高台へ行ってということで面倒になるため、移動バスといったようなもの、例えば献血車のような形で、何時から何時までと時間を設定して、役場から車で巡回して住民票や印鑑証明などの窓口事務の簡単なことは、どこでも取れるようにしていかないと。

高台へ移転した後は、串本町内を巡回し、時間設定をして、そういったサービスを行うなど、平坦な場所での利便性を高めていかないといけないと思います。

庁舎の跡地の利用については、そうしたことも踏まえ、このことはこの検討委員会で検討する課題かは分かりませんが、そうしたことを今後、考慮してもらわないと、役場が高台へ移転して、不便さばかりを感じることにならないよう、そうした点を考えてもらい、この検討委員会では地震津波ということが非常に先行して、話題がそれに集中することが多かったので、もっと利便性や住民サービスという点について含んでおいてもらいたいということ。

そしてもう 1 点は、役場の機能として防災拠点ということがさかんに書かれています。地震は昼間や夜いつ起こるか分かりませんので、もし夜間でしたら、職員は役場庁舎へ集まって来れないわけです。

その場合には、各地区において被害の実態を拠点施設に連絡するといった対応が必要です。役場が高台へ移転したから、防災の拠点施設として、住民の安全を高められるかということ、それは全く違って、住民は各地区にばらばらにいるわけですから、その住民の被害状況がどうであるかということ、これを役場へ連絡をする。

そうやって収集した情報を分析して、どう対応するかというのが拠点施設であり、情報も何もなくて、立派な施設だけがあっても、拠点施設として稼働はしないので、そういった点を考慮してもらいたいと思います。

[委員長] それは移転した後のことですね。

[N 委員] そうですが、今もそうです。今、起こった場合、どうするかという対応について、今でも役場はそうした対応を持っておかないといけない問題ですから。高台へ行ったから大丈夫ということではなく、現状でもそうした体制を早急にとっておかないことには機能しないということなんです。

[委員長] ここでもし起きた場合、そうした対応をする場所すら無くなって

しまいます。そういう意味での防災対策ということもありますが、災害後の活動拠点ということを考えることも、高台移転の大きな要素であると思います。

[N 委員] 和歌山県がこの前打ち出したように、先ず自分が助かるというのが 7 割です。あとは共助というのか、地域の交流というのか、コミュニティで 2 割、残りの 1 割は行政が、公で助けるという。

行政の働きというのは、助かった人をその後どう助けていくかということであって、被害に遭っている人を救い上げるということではないわけですよ、公のその公助というのは。

そのために避難路を早く設置するとか、そうした取り組みが役場の役目であって、災害後、助かった人に対し、食糧をどうやって供給するとか、助かった後にそうした活動が行政の役目であると思っています。

[委員長] 庁舎の跡地利用につきましては、他の意見がございましたら色々とお出しただいて、そういうご意見が出たということと、その意見の中身を 1 つの方向性として、ここでまとめるほうがいいようでしたらまとめます。

ただこれまでの事務局からの話しでも、津波の避難場所ということになりますと、両庁舎とも現状では非常に難しいのではないかという意見です。

それと皆さんからの意見も、住民の中心地にあるということで、色々な、ここにも観光ということも出ていますが、そうした窓口的な形でこれを活用してもいいのではないかとの意見も出ております。

[N 委員] あと付け加えさせていただきますが、古座分庁舎は、そうした危機のときの機能はまったく通用しません。

9 月の台風 12 号のとき、あの地区の避難場所に指定されていましたが、そしたらそこが浸水し、ひざ上まで水が来たので、車は行けなくなり、役場のほうは避難場所として指定していましたが、行けない状態でした。

川の水でもそうした状態になるので、津波対策など、とてもその避難という形には、実際に役場へ避難に行くとそこへ入れない状態です。

[委員長] そうしますと、ここにも書いてありますように、地域住民の利便性に配慮した機能、住民が集い交流する場、あるいは観光案内所とするなど、だからその地域の事情について今後、色々考慮してもらい、さらに具体的に検討するという、この文言では将来のことについて、色々包括的に表わしていると思うのですが、そのあたりはどうでしょうか。

[総務課長] 古座庁舎における 9 月の対応のときの浸水がありましてという

ことで、避難をして来られた方もおられたのですが、十分にその情報が伝わるのが大分遅かったといったことがあります。

したがって、今、防災のほうで見直しを検討しておりますのが、つい先日の大雨がありました。このときには、具体的には避難準備情報から始まりまして、避難準備情報、要はその川の水位がどれくらいになってきたから、避難準備情報を先ず伝える。

そのうえで、避難勧告をして、避難指示をするという段階がありますので、前回の場合は、その避難の準備をしてください、川の水位がこれくらいですという、こういう情報を前もってどんどん流して、これは水防関係になるのですが、当然、消防団と消防と連携して対応していくこととなりますが、そこらは十分にやっていって早い目に、遅れますと、水害ですので逃げられませんので、実際に車も動けませんので、そういう情報をいかに早く出していくかということで、先日の雨のときも上田原が、もう避難情報の水位を超えていました。超えていましたが、後の雲を見るともう雨が止むという、こういう状況が分かりましたので、出さなかったのですが、副町長に相談をし、出していく方向で間際まで来てあった。今までは出さなかったのですが、今後はそういう情報を出していくということで、前持った体制を取っていただくのに、やっていく必要があるとの反省から生まれた経緯があります。

もう 1 つは、その実際の災害が、地震が発生したときの職員の対応ですが、昨日、職員の防災ワーキンググループの最終報告会があり、色々まとめがなされておりましたが、そのなかでやはり実質、今の状態では、以前に資料を示ささせていただきましたが、今の災害対策本部、今の状態で災害対策本部を仮にどこかに設けるということになってはいますが、まあ他の市町村は大体指定していますが、串本はまだやっていなかった状態です。

今の状態であれば、災害対策本部をどこへ持っていくかということになってまいります。消防防災センターがもう建設されますので、もし庁舎の移転をする前に災害があつたら、おそらくそこが災害対策本部になります。

しかし、職員が参集できるかといえば、すぐには出来ません。高台に住んでいる職員もありますが、平地に住んでいる職員も多数ございます。

したがって先ず、職務中であればすぐに行けますが、それ以外の場合は行けません。そういう場合は、指揮命令をどうするかということも想定して対応しています。

消防防災センターが仮に緊急の防災対策本部になった場合、実際そこにいる職員の最も上位の者が対策本部長の代わりをして、指揮をして指示をするということまでマニュアル化しておりますので、やはりそれをしておかないと、それぞれの長が、すぐ参集できるかといえばそれはなかなか、すぐに来なくてはならないのですが、津波発生から 5.6 時間は動けませんので、その間は、それぞれの地域で情報を収集しておると、その動ける間

はそれを先ずやって、情報を伝達するという、こういう形になっております。

したがって、そういうきちっとした防災上の体制を役場できちっと作りあげていきつつあります。そこらは安心をしていただけたらと思います。

[委員長] 具体的に何をするという形で持って、この場で話しをするというのは困難だと思いますので、そのためにここに載せておりますように、住民の利便性を配慮した機能、そういうものについて、それぞれの地域事情を考慮しながら今後検討していくという形でもって、総括的に括らなければ、非常に、その将来動きにくいと思いますので、この中身でもって、承認していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

よろしいですか。はい有難うございます。それではそういう形でお願いします、有難うございました。

この 2 項目につきましては、それぞれ承認していただきまして、では基本構想の全体部分につきましては、事務局から説明していただきますが、この中身につきましては、これまでの 6 回の委員会で、いずれも出て説明も受け、皆さん方の承認を受け、方向性が決まった中身について、再度まとめて確認していただくという内容になっております。

これまでの中身は一緒なのですが、表現方法が違ったりしているところにつきましては、ピックアップしながら、事務局のほうで説明していただきますので、よろしくをお願いします。

[事務局] (資料に基づき説明)

[委員長] 今、基本構想につきましては、説明していただきました。事務局からの説明にありますように、これまで、本日の委員会を含めて、7 回の委員会で審議してきました。

そして方針を皆さま方に出していただきました内容をまとめたものが、この基本構想でございます。この基本構想について、最終的に具体的な審議におきましては、本日これをお認めいただきますと、最終的なものになると思います。

この後、先ほど説明がありましたように、このなかの骨子的なものを抜き出したものを町長に答申するというような形になっておりますので、この構想につきましては、皆さん方のご意見ご質問がありましたらお受けします。

事務局が説明した部分のなかにおきましては、当初のほうで出しました原案を、皆さん方の意見をお聞きしまして、基本的には変わっておりませんが一部、表現方法など直している部分があります。

これまで皆さん方に承認していただいている中身です。ご確認という意

味のほうが強いと思うのです。この基本構想で、ご承認していただけますでしょうか。

はい有難うございました。それでは基本構想案は本日承認していただきました。この基本構想の議事につきましては、これでもって終了とさせていただきます。

その他に入りますが、これにつきまして何か、事務局のほうから補足説明がありましたら。

[事務局] ただいま基本構想(案)の案につきましてご承認をいただきまして、次回の委員会におきましては、この基本構想(案)を答申書(案)という形にまとめさせていただきます、それを次回の委員会で示させていただきたいと思っておりますので、その内容についてご確認いただきますようお願いいたします。

[委員長] それとですね、私のほうから皆さんにお願いがあります。C 委員から、この委員会での発言の申し出がございます。その発言内容は、串本町商工会が会員を対象に実施されました、役場庁舎の建設候補地に関するアンケートの結果が1つ。

もう1つが、昨年12月21日の当委員会で、C委員が発言されましたその発言内容を撤回するということが1つでございます。C委員さんより発言をしていただきます。

[C委員] 貴重な時間をすみませんがお願いします。

2月1日、毎日新聞の記者さんが私の家に来られまして、商工会長の庁舎検討委員会での言動と言いますか、それに対して、委員会のなかの方より投書があったので、それを見逃すことができないから、明日、記者会見をお願いしたいと伝えられました。

それで2月2日の1時から、商工会の局長にも同席してもらいまして、商工会の2階の会議室で、6人の記者の会見をさせていただきました。

その結果、記者の方々より混乱させた行動、これは記者の前で言うよりも、出来れば検討委員会のほうで、説明すべきとの結論になりました。

それで、隠ぺいの疑惑についてということで、これは昨年の10月初めに、商工会員にアンケートを配りまして、11月初めに回収しました。

回収率が20%ということで、20%にちょっと満たなかったということで、何とか回収率を上げたいということで、発表を遅らせてしまったということは事実であります。できれば会員すべてを回って、回収するのがベストですが、そういった時間がなかなか取れない。どのようにすれば偏らないアンケート内容にできるか、なかなかその良い案が浮かばないまま時間が経過してしまい、隠ぺいするという思いはありませんでしたが、今日に至ってしまったことは事実であり、誠に申し訳ございませんでした。

虚偽の疑惑についてということで、私の発言として、この役場近辺ほとんど 100%近い方々ということで発言させていただきました。この発言の私の捉え方は、少し間違っていたのか、自分では正しいと思ってアンケートの結果を見ました。

串本町串本、くじ野川以外のということで、これが旧串本町のこの近辺の人数ということで 36 名、それを分母にしまして、アンケートの間の 5 の 2 と 4、これを分子にして計算しました。

150 名のうちの 24%の役場近辺という私の判断で意見を述べ、商工会の全体は 150 名のうち 65%が高台を希望していることを発言しなかったということで、言葉足らずの発言が、委員の方を混乱させたこと、申し訳ございませんでした。

この私の今年の 12 月 21 日の第 5 回での発言、これを撤回させていただきたいと思います。委員長どうかよろしくお願いします。

それから、今年の東日本大震災の大津波を見せつけられた誰もが高台を望むことであり、私自身も、もし古座分庁舎という問題であれば高台を希望したと思います。

この役場が現在地に建てられてから、庁舎を中心に商工会員の店舗、事務所が多く集まりました。最近は大変厳しい経済状況のなかで、シャッターの降りたままの店も増えてきています。庁舎が移転することにより、この庁舎近辺の商店に、より大きな影響が出るのが心配されます。

また、庁舎より海側の埋め立て地では、地震による液状化によって避難が困難になるため、近くに安心できる場所が必要で、庁舎と兼ねることができればと考え、第 6 回委員会の際に、現在地に建設に手を挙げました。

これは商工会の総意というのではなく、この委員会の一委員として、また商工会長としての個人的な考えによるものです。

現状の商工会の中心になるこの地域を大切にしたいと思った私の行為であって、アンケートが私に都合の悪い結果だったとは全く思っていません。

委員の方を混乱させた発言に対し、また委員会が 1 つにまとまることを希望して、また努力してくださった委員長に対しお詫び申し上げ、委員会を混乱させたことに対する説明とお詫びをさせていただきます。よろしくお願いします。

[委員長] 今ご説明がありましたが、昨年 12 月 21 日に発言されました、この委員会での中身を撤回するということです。

要約をしますと要するに、1 つは、アンケートの結果、これ、回答者は 150 名のうち 65%の方が、高台への移転を望んでいると、もう 1 点は、ここで発言されました中身、ほとんど 100%に近い人が現在地を望んでいると、この発言がありましたが、その内容は 150 名の回答者のうちの約 4 分の 1、24%に当たる 36 名、150 名のうちの 36 名だけを基準にした、少数回答者

の意見であるという。

そのために 5 回の委員会での発言内容は、アンケートの結果はここに出
ておりますが、高台希望者が 64.83%、現所在地希望者が 20.68%、このアン
ケートの結果に対して、内容を反映していないと、委員会の発言がこのアン
ケートの結果を反映していないことから、撤回するという発言でございます。

それで委員会としましては、委員の申し出どおり、撤回という措置を取
りたいと思います。委員の皆さん方、色々ご質問ご意見あるかもしれませんが、
そのような撤回ということで、ご承知おきをお願いしまして、こ
の事実に基づき、撤回という措置を取りましたので、この件につきましては、
これをもって終結とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

[N 委員] 次の会には、検討委員会の答申案が出るわけですね。今日の日
に基本構想案もそうですが、この場に来てこの場ですぐに審議するのは無
理のところもあると思いますので、できれば、答申案については、1 週間前
くらいに送っていただけませんか。そして事前に個々で検討してこない
と、この場ですぐ答えを出せと言われても、なかなか全部が読み切れませ
んの、前もって答申案を委員のほうに届けてほしい。

[委員長] できるだけ 1 週間前にということで、余裕をもって送れないか
もしれませんが、ただし、今度の答申は、この基本構想の要点だけを抽出し
ているという中身で、答申はこれだけ詳しくはありません。答申の中身
については、要点をまとめたものを町長に渡します。

今、委員が仰ることは分かりましたので、1 週間という余裕が持てなかつ
たら、少なくとも何日か前に、委員の方々に郵送していただきましょうか、
そのほうがいいですね。

委員の皆さん方に、次回の日程は決まっておりますが、次回は、答申
案につきまして、皆さん方に確認していただきますように、前もって郵送
させていただきます。

どうも本日はご苦勞さまでした。これで終わります。

以 上